

ふるさと納税推進業務受託事業者の選定方法等について

1. 受託事業者選定の基本的な考え方

持続可能な財政運営に向け、歳入の積極的な確保を図るためには、ふるさと納税の推進は重要であり、高度なスキルとノウハウを有する民間事業者に、ふるさと納税推進業務（以下「当該業務」という。）を委託し、当該事業者と返礼品事業者、市が協働して取り組んでいく必要がある。

また、令和5年3月議会定例会での「市内における資金循環及び人材育成の重要性を踏まえた政策運営を求める決議」（以下「議会決議」という。）を踏まえた対応が必要である。

2. 受託事業者の選定方法

当該業務は、返礼品のPR力や情報発信能力、広報・広告戦略等の事業者が有する優位性を考慮した受託者の選定が重要であることから、公募型プロポーザル方式により決定する。

3. プロポーザル審査項目

審査のしやすさ、分かりやすさを目指すため、5段階評価とするとともに、ふるさと納税の推進により市が期待する効果である「商工、観光、農畜産など各種産業の振興」、「移住・関係人口の促進」を図るため、関連する審査項目を整理する。なお、高山市公契約条例や議会決議を踏まえ以下の項目を設ける。

- ・返礼品事業者及び産業団体等との関係性を現時点でどの程度有しているか
- ・市内事業者であるか（本店、支店、営業所を有しているか）
- ・市民の雇用（若者、女性の人材育成の視点を含む）、市内事業者の活用など市内経済への貢献度は高いか

4. プロポーザル審査員

民間の意見をより反映するため、商工、観光、農畜産、移住・関係人口の視点から民間審査員を4名とし、市の職員とあわせ7名程度を予定する。

5. プロポーザル審査に関する主な変更点

前回実施時（令和4年度）と今回実施のプロポーザル審査に関する主な変更点は、別紙のとおり

6. スケジュール

令和7年	9月	プロポーザル審査参加事業者公募開始
	11月	プロポーザル審査会
	12月	契約候補者の決定
令和8年	4月	契約締結、受託業務開始

プロポーザル審査に関する主な変更点

内 容	前回（令和４年度）	今回（令和７年度）
採点方法	・審査項目毎に１０点、２０点、３０点、４０点を満点とする項目があり、それぞれ点数で評価（自動配点項目を除く）	・全ての審査項目を５段階（Ａ：非常に優れている～Ｅ：劣っている）で評価し、各審査項目の配点に評価毎の掛け率を乗じる手法を採用（自動配点項目を除く） 例：配点（１０点） 評価（Ｂ：優れている） $10 \times 0.8 = 8$ 点
地域活性化・関係人口創出に関する視点	・審査項目の「市内の事業者、産業団体等とのネットワークを現時点でどの程度有しているか」の中で評価	・審査項目に「地域活性化・関係人口創出に関する事項」を追加
返礼品事業者との関係性に関する視点		・審査項目を「市内の返礼品事業者及び産業団体等との関係性を現時点でどの程度有しているか」に修正
地域内経済循環に関する視点		・審査項目に「市内事業者であるか」、「市民の雇用、市内事業者の活用など市内経済への貢献度」を追加
若者・女性の人材育成に関する視点	・明記なし	・審査項目の「市民の雇用」の中に若者や女性の人材育成の視点を含むことを明記
審査員について	・民間１名、市職員３名の４名	・民間４名、市職員３名の７名程度を予定
実施時期	・１月に審査会を開催	・１１月に審査会を開催